

東京都北区賃貸マンション耐震化支援事業実施要綱

23北 ま 住 第2082号

平成24年3月19日区長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、北区内に存する賃貸マンションの耐震に係る相談、診断等に要する費用の全部又は一部を助成することにより、賃貸マンション居住者の安全の確保及び地震に強い安全なまちづくりを進めていくことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

(1) 賃貸マンション

共同住宅のうち、分譲マンションを除く、地上3階建て以上の建物で非木造のものをいう。

(2) 分譲マンション

2以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。）が存する建物で人の居住の用に供する専有部分（区分所有法第2条第3項に規定する専有部分をいう。）のあるもので、非木造のものをいう。

(3) 耐震診断

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）に基づいて行われる建築物の地震に対する安全性の評価をいう。

(4) 評定

耐震診断及び耐震改修計画が、耐震改修促進法に基づき国土交通大臣が定めた建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年1月25日付国土交通省告示第184号）別添の指針に適合する水準にあるか否かについて評価・判定することをいう。

(5) 棟

建築基準法の建築確認における棟をいう。

(費用助成)

第3条 区長は、第1条の目的を達成するため、耐震診断に要する費用及び耐震診断に係る評定に要する費用の助成（以下「診断助成」という。）を行う。

(助成対象及び要件)

第4条 前条に規定する助成の対象は、昭和56年5月31日以前に建築に着手した北区内の賃貸マンションであって、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 延床面積の1/2以上が住宅の用に供する建築物であること。
 - (2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)その他の関係法令の違反に起因する指導を、現に受けていない建築物であること。
 - (3) 助成対象者が本要綱以外の事業等で同等の助成を受けていないこと。
 - (4) 助成対象者が賃貸マンションの所有者であること。ただし、所有者が法人の場合は、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に規定する中小企業者(宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第3号に規定する宅地建物取引業者を除く。)であること。
 - (5) 助成対象者が住民税を滞納していない者であること。ただし、法人の場合は、法人住民税を滞納していないこと。
- 2 診断助成については、前項の要件のほか、耐震診断後、耐震評価機関の評定を受けることを要件とする。
- 3 前条に規定する助成は、1棟の建築物に対し1回とする。

(助成限度額)

第5条 第3条に規定する費用助成は、毎年度の予算の範囲内で、次に定める各号の額の合計額とする。

- (1) 耐震診断に要する費用の2分の1(千円未満の端数は切り捨てるものとする。)とし、50万円を限度額とする。
 - (2) 耐震診断に係る評定に要する費用とし、15万円を限度額とする。
- 2 前項第1号に規定する助成は、居住の用に供しない店舗、事務所等がある場合は、その延床面積の比率分を減じた額とする。
- 3 前項に規定する額の具体的な算定方法は、別に定める。

(助成承認の申請)

第6条 第3条に規定する助成の承認申請をする賃貸マンションの所有者は、賃貸マンション耐震化支援事業助成承認申請書(別記第1号様式)により、別に定める書類を添えて、別に定める期間に区長に申請しなければならない。

(承認決定)

第7条 区長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、助成の承認を決定したときは賃貸マンション耐震化支援事業承認通知書(別記第2号様式。以下「承認通知書」という。)により、助成対象の不承認を決定したときは賃貸マンション耐震化支援事業審査結果通知書(別記

第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

(変更及び取下げ)

第8条 前条の規定により承認通知書を受けたもの(以下「助成対象者」という。)が申請内容の変更をするときは、賃貸マンション耐震化支援事業変更申請書(別記第4号様式。以下「変更申請書」という。)に、変更内容が確認できる関係書類を添えて、区長に申請しなければならない。

2 前条の規定により承認通知書を受けたものが申請を取り下げるときは、賃貸マンション耐震化支援事業取下げ書(別記第5号様式)により、区長に届けなければならない。

(変更の承認等)

第9条 区長は、変更申請書が提出された場合は、その内容を審査し、変更を承認したときは賃貸マンション耐震化支援事業変更承認通知書(別記第6号様式)により、変更を承認しないときは賃貸マンション耐震化支援事業変更不承認通知書(別記第7号様式)により、助成対象者に通知するものとする。

(業務の着手)

第10条 診断助成の助成対象者は、承認通知書を受けたときは、速やかに当該業務に係る契約を行い、その後直ちに賃貸マンション耐震化支援事業着手届(別記第8号様式)に別に定める書類を添えて区長に届け出なければならない。

(事業報告及び助成金の交付申請)

第11条 助成対象者は、業務終了後、賃貸マンション耐震化支援事業報告書(別記第9号様式。以下「事業報告書」という。)及び賃貸マンション耐震化支援事業助成金交付申請書(別記第10号様式。以下「交付申請書」という。)に、別に定める書類を添えて別に定める期間に、区長に提出及び申請しなければならない。

(助成金の交付決定)

第12条 区長は、事業報告書及び交付申請書が提出された場合は、その内容を審査し、助成金の交付を決定したときは、賃貸マンション耐震化支援事業助成金交付決定通知書(別記第11号様式)により、助成金の交付を行わないと決定したときは、賃貸マンション耐震化支援事業助成金不交付決定通知書(別記第12号様式)により、助成対象者に通知するものとする。

(助成金の請求及び支払い)

- 第13条 前条の規定により助成金の交付決定を受けたもの（以下「交付対象者」という。）は、速やかに賃貸マンション耐震化支援事業助成金請求書（別記第13号様式。以下「請求書」という。）を区長に提出しなければならない。
- 2 交付対象者は、助成対象事業の実施を請け負わせた事業者（以下「代理人」という。）に助成金の受領を委任することができる。
 - 3 区長は、第1項の請求書が提出されたときは、速やかに交付対象者または代理人に助成金を支払うものとする。

（助成金の交付の取消等）

- 第14条 区長は、交付対象者が、次の各号の一に該当したときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。
- (1) 関係法令に違反したとき。
 - (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
 - (3) この要綱に基づき交付された助成金を目的以外に使用したとき。
- 2 区長は、前項の規定に基づき助成金の交付決定を取り消したときは、賃貸マンション耐震化支援事業助成金交付決定取消通知書（別記第14号様式）により、交付対象者に通知する。
- 3 区長は、第1項に基づき助成金の交付決定を取り消したときは、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（財源）

- 第15条 この要綱に基づく助成金の財源には、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付国官会第2317号）に基づく交付金をもって充当する。

（その他）

- 第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は都市整備部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成25年3月15日区長決裁24北ま住第2129号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、平成25年4月1日以降に受理した申請分から適用する。

付 則（平成26年3月31日区長決裁25北ま住第2188号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
付 則（平成27年3月24日区長決裁26北ま住第2300号）
（施行期日）
- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の東京都北区賃貸マンション耐震化支援事業実施要綱の規定は、平成27年4月1日以後に受理した申込み及び申請から適用し、同日前に受理した申込み及び申請については、なお従前の例による。
付 則（令和4年1月5日 副区長専決 3北ま建第2233号）
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
付 則（令和6年3月7日 区長決裁 5北ま建第2494号）
この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
付 則（令和7年3月18日 区長決裁 6北ま建第2632号）
この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
付 則（令和8年3月25日 区長決裁 7北ま建第2627号）
- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にあるこの要綱の改正前の様式による用紙で、現に残存するものについては、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。